

議員提出第4号議案

高等学校等の授業料無償化等を推進する条例制定の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成30年3月23日

大阪府議会議長 大橋 一功 様

提出者

大阪府議会議員

池下 卓	今井 豊	いらはら 勉
岩木 均	上島 一彦	上田 健二
うるま 讓司	岡沢 健二	河崎 大樹
金城 克典	久谷 眞敬	坂上 敏也
笹川 理	杉江 友介	鈴木 憲
土井 達也	徳村 さとる	富田 武彦
永井 公大	中川あきひと	中川 隆弘
中谷 恭典	中司 宏	中野 稔子
西田 薫	西林 克敏	橋本 和昌
広野 瑞穂	前田 洋輔	松浪 武久
松本 利明	三田 勝久	森 和臣
泰江 まさき	やまのは 創	山本 大
横倉 廉幸	横山 英幸	和田 賢治

議員提出第4号議案

高等学校等の授業料無償化等を推進する条例制定の件

高等学校等の授業料無償化等を推進する条例を次のように定める。

提 案 理 由

高等学校等の教育を受ける重要性に鑑み、府民である生徒が、家庭等の経済的事項にかかわらず、本人の意思と適性により、高等学校等への入学を選択できる機会を保障し、国公立の高等学校等の切磋琢磨による大阪の教育力向上を目指すため、この条例を制定するものである。

大阪府条例第 号

高等学校等の授業料無償化等を推進する条例

高等学校等の教育を受ける重要性に鑑み、府民である生徒が、家庭等の経済的
事情にかかわらず、本人の意思と適性により、高等学校等への入学を選択できる
機会を保障するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年
法律第十八号）第二条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）
における保護者及び生徒の授業料等負担を解消し、又は軽減すること（以下「授
業料無償化等」という。）により、国公立の高等学校等の切磋琢磨による大
阪の教育力向上を目指すことを目的とする。

(府の責務)

第二条 府は、前文の理念及び前条の目的を達成するため、高等学校等の授業料
無償化等に関する施策を積極的に策定するとともに、施策を推進するために必
要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。